

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ダイト株式会社		コード	4577
提出日	2025/8/7	異動（予定）日	2025/8/28	
独立役員届出書の提出理由	2025年8月28日開催の当社定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小松 紀美子	社外取締役	○													○		有
2	山本 一三	社外取締役	○													○		有
3	西能 淳	社外取締役	○													○		有
4	内田 稔	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、産業カウンセラーや公認心理師などの資格者として培ってきた豊富な知識、経験を活かし特に従業員の労務、総合的なメンタルヘルス対策、よりよい職場環境構築などについて専門的で客観的な観点から当社の企業価値向上に貢献頂くことを期待しており、すでに独立役員として、その職務を適切に遂行できると判断しております。
2		同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しており、すでに独立役員として当社の経営に対する適切な監督を行っているためであります。
3		同氏は現在、医療法人の経営者の立場にあり、他社での経営経験を有する者に該当致します。医療法人の経営者としての経験から十分な見識を有しており、独立役員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4		同氏は、上記a～lに定める事項のいずれにも該当しないとともに、会社法及び東京証券取引所が定める独立社外取締役の独立性判断基準に適合し、当社取締役会において独立社外取締役候補者として審議検討されており、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有していると判断しております。また同氏は、国際金融における幅広い知見と豊富な経験、及び金融専門誌等での本邦トップクラスの評価にも裏付けられる高度な分析力を有しており、国家財政や政治体制、国内外の金融市場とも密接に関わる当社経営戦略への客観的な助言や、コーポレート・ガバナンスにおける適切な監督を頂けるものと判断し、独立役員としてその職務を適切に遂行できるものと判断して、当社の企業価値向上に貢献頂くことを期待したためです。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。